

## (4) 福祉施設から一般就労への移行

### <成果目標と実績>

	目標値	R2年度実績	達成状況
成果目標①	令和2年度末における年間一般就労移行者数を1,422人とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して、平成28年度の一般就労移行者数(948人)の1.5倍 ただし、第4期計画未達成見込分(159人)は含まない。	1,163人 ※詳細はア参照	未達成 (目標比:81.8%)
成果目標②	令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数を2,042人とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して、平成28年度末における就労移行支援事業利用者数(1,702人)の1.2倍 ただし、第4期計画未達成見込分(434人)は含まない。	2,489人 ※3年3月31日時点の利用者数	達成 (目標比:121.9%)
成果目標③	令和2年度末における就労移行率3割以上を達成する就労移行支援事業所を全体の5割以上とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して設定	4.8割 ※詳細はイ参照	未達成 (目標比:95.5%)
成果目標④	令和元・2年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して設定	9.0割 ※詳細はウ参照	達成 (目標比:112.2%)

### ア サービス別の一般就労移行者数

計画期間	年度	就労移行支援	就労継続支援		生活介護	自立訓練	合計
			(A型)	(B型)			
第5期	R2	859人	174人	100人	4人	26人	1,163人

※就労開始後1カ月以内に退職した方は、一般就労移行者に含まない(上表には未計上)。

### イ 就労移行支援事業所における就労移行率の達成状況

就労移行支援事業所数	3割以上	3割～2割	2割～1割	1割～0割	0割
157か所 (全体比)	75か所 (47.8%)	23か所 (14.6%)	20か所 (12.7%)	2か所 (1.3%)	37か所 (23.6%)

※令和2年度就労移行率=令和2年度における一般就労移行者数/令和3年4月1日現在の利用者数

### ウ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着の状況

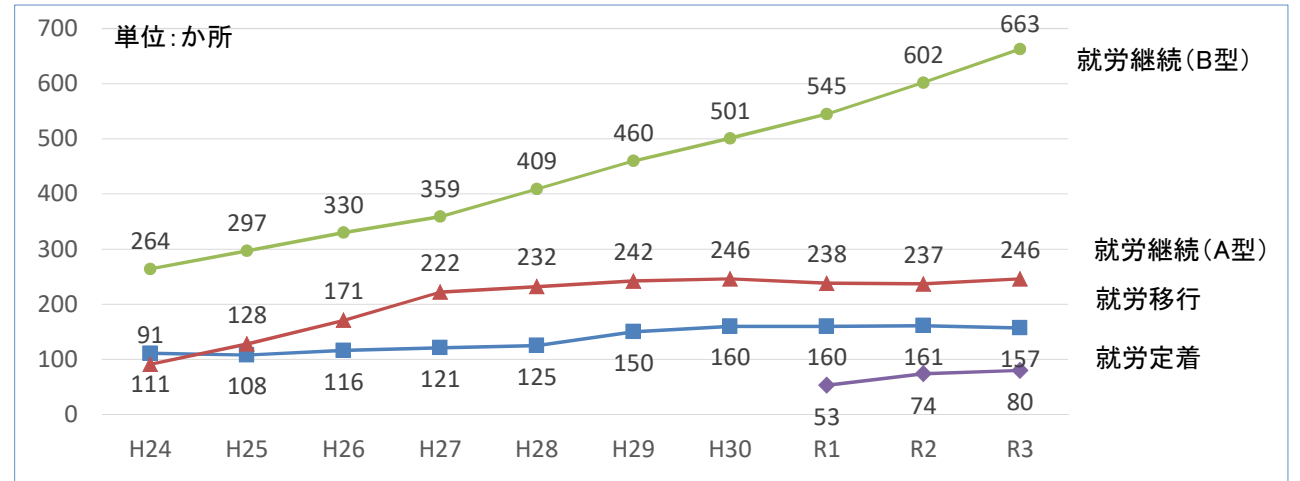
令和元・2年度中に 就労定着支援利用開始から 1年を経過した人数	支援利用開始から1年 経過時に就労中の者の人数
1,155人 (全体比)	1,037人 (89.8%)

※就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率: B/A

A: 就労定着支援事業所における利用開始時から1年を経過した者の人数  
(利用開始から1年未満に就職後3年6カ月に至る者を除く)

B: Aのうち、当該時点において一般就労中の者の人数

### 【参考1】就労移行支援事業所等の指定状況の推移(各年4月1日現在の指定状況)



### <現状>

- 成果目標①「一般就労移行者数」は、年々増加傾向にあったが、令和2年度は令和元年度を下回る1,163人となった。目標(1,422人)進捗率は81.8%であり、未達成である。
- 成果目標②「就労移行支援事業の利用者数」の実績(2,489人)は、年々増加傾向にあり、昨年度(2,153人)と比べ増加し、目標(2,042人)を達成している。
- 成果目標③の就労移行率3割を達成する就労移行支援事業所の割合は、昨年度の6.0割から下がり、4.8割となり、目標(5.0割)を未達成である。
- 成果目標④の就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率は9.0割であり、目標(8割)を達成している。

### <評価と分析>

- 一般就労移行者数は、前年と比較し約15%減少。このうち、新型コロナウイルス感染症に係る1回目の緊急事態宣言(4/7～5/25)直後の5～6月の移行者数は約50%の減少であった。上期・下期の別では、上期(4月～9月)は前年度の7割程度に対し、下期(10月～3月)では前年度と同水準となっており、回復傾向である。
- 就労移行支援事業所の利用者数は増加しているが、一般就労への移行者が減少していることに伴い、一般就労への移行率が3割以上の事業所の割合も減少している。
- 「就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率」については、令和元年度に続き2回目の調査となったが、支援開始から1年後の職場定着率は9.0割と引き続き高い割合であった。

### <今後の取組方針>

- 福祉施設を対象とした一般就労への移行等に関する相談窓口を設置し、助言や情報提供等を行うことで一般就労に向けた福祉施設の取組を支援していく。
- サービス管理責任者研修などの各種研修や事業所指定にあたっての指導、事業所開設後の指導・監査を通じて、福祉施設職員の意識付けや質の向上を図っていく。
- 障害者雇用に関する啓発・周知を図るため、事業主等を対象とした障害者雇用セミナーを開催するとともに、テレワークなど多様な障害者雇用モデルの情報を発信していく。また、障害者就職面接会の開催により、障害者雇用の機会を提供していく。
- 初めて障害者を雇用する中小企業に対して、県独自の中小企業応援障害者雇用奨励金を支給し、障害のある方を雇用する際の企業負担の軽減を図り、企業側の受入体制の支援を行っていく。
- あいち障害者雇用総合サポートデスクを運営し、障害者の受入れから職場定着に関する相談まで、障害者雇用に取り組む企業を総合的に支援していく。
- 障害者アート雇用を推進するため、企業と芸術的な才能がある在宅障害者とのマッチング事業を実施し、障害のある人の個性や能力に合わせた就労を支援していく。